

令和5年度補正予算二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業 (SHIFT 事業))
公募予告のお知らせ

令和6年1月

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（以下、SHIFT 事業という）について補助事業者の公募を予告します。

1. 令和5年度公募からの主な変更点等

○省 C02 型設備更新支援 (A. 標準事業、B. 大規模電化・燃料転換事業)

- ・基準年度排出量は、設備更新前の工場・事業場のエネルギー起源 C02 排出量で直近過去3年間の平均値 (令和3年度～令和5年度) または令和5年度のいずれか任意で設定可能となります。
- ・複数年度事業は 2カ年までとします。

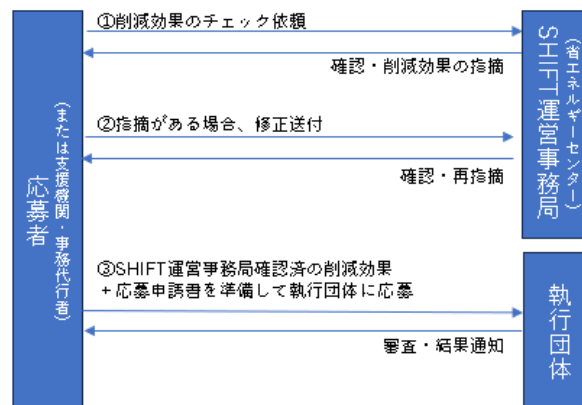
○省 C02 型設備更新支援 (C. 中小企業事業)

- ・採択決定から交付決定までの期間を短縮し、早期の事業着手を可能にするため今回の公募から SHIFT 事業への応募前に SHIFT 事業運営事務局 (一般財団法人 省エネルギーセンター) による実施計画書 (C02 削減効果) のチェックが完了することを必須とします (事前チェックを経ずに応募はできません)。詳細については一般財団法人 省エネルギーセンターHP (URL: <https://www.eccj.or.jp/shift/>) 内で案内いたします。

※事前チェック要する期間や締切りは、別途ご案内します。

※令和5年度 SHIFT 事業運営事務局による事前チェックは令和6年3月29日までです。令和6年4月以降の事前チェックを行う令和6年度 SHIFT 事業運営事務局については、決定し次第ご案内します。

【令和5年度補正予算の設備更新支援C中小企業事業の応募フロー】



※運営事務局で事前に確認するのは削減効果に関わる部分のみです。
※運営事務局で確認済の要件でも、執行団体での審査により不採択となる場合もあります。

- ・CO2 排出量の算出は、従来通り支援機関 (<https://shift.env.go.jp/participant/support>) による診断に加えて、事業者自らの診断に基づく結果でも応募可能とします。
- ・基準年度排出量は、設備更新前の工場・事業場のエネルギー起源 CO2 排出量で直近過去 3 年間の平均値 (令和 3 年度～令和 5 年度) または令和 5 年度のいずれか任意で設定可能となります。なお、令和 5 年度で SHIFT 事業の CO2 削減計画策定支援を受けた事業者は計画策定時の令和 2 年度～令和 4 年度の平均値または令和 4 年度を基準年度排出量として応募可能です。
- ・複数年度事業も可能とします。(2 カ年まで)

○企業間連携先進モデル支援

- ・応募可能な Scope 3 のカテゴリーは以下のとおりとする予定です。

Scope3 カテゴリー		
1	購入した製品・サービス	応募可能
2	資本財	×
3	Scope1, 2 に含まれない 燃料及びエネルギー関連活動	×
4	輸送、配送 (上流)	応募可能
5	事業活動から出る廃棄物	応募可能
6	出張	×
7	雇用者の通勤	×
8	リース資産 (上流)	×
9	輸送、配送 (下流)	応募可能
1 0	販売した製品の加工	×
1 1	販売した製品の使用	×
1 2	販売した製品の廃棄	×
1 3	リース資産 (下流)	×
1 4	フランチャイズ	×
1 5	投資	×

○共通

- ・以下に該当する事業者は応募できません。
 - ① 風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律第 2 条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者
 - ② 旅館業法第 3 条第 1 項に規定する許可を受け旅館業を営む者であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者

2. 公募スケジュール（予定）

○令和5年度補正予算

1月中旬：C事業事前チェック開始



3月中～下旬：公募開始（一次公募・二次公募）



4月末：一次公募締切



5月末：二次公募締切

※一次公募、二次公募それぞれで同程度の採択可能額を設ける予定です。

※一次公募で不採択となった応募は、応募者が希望し、また応募内容に変更がない場合は二次公募にも応募があったものと取扱い、二次公募での審査を行う予定です。

3. その他

令和3年度～令和5年度に採択した事業者の項目ごとの応募時数値の中央値です。

令和3年度当初予算SHIFT事業採択事業情報

・全採択事業者の項目ごとの応募時数値の中央値です。

	CO2排出削減率(%)※1	CO2排出削減量 (法定耐用年数考慮) (t-CO2) ※2	費用対効果 (円/t-CO2)※3
設備更新補助事業A 工場・事業場でCO2排出量15%以上削減	26.9 ※4	2,220	29,459
設備更新補助事業A 主要なシステム系統でCO2排出量30%以上削減	50.3 ※5	2,245	26,125
設備更新補助事業B	36.8 ※5	372,627	7,987

令和4年度当初予算SHIFT事業採択事業情報

・全採択事業者の項目ごとの応募時数値の中央値です。

	CO2排出削減率(%)※1	CO2排出削減量 (法定耐用年数考慮) (t-CO2) ※2	費用対効果 (円/t-CO2)※3
設備更新補助事業A 工場・事業場でCO2排出量15%以上削減	24.2 ※4	3,940	15,560
設備更新補助事業A 主要なシステム系統でCO2排出量30%以上削減	50.9 ※5	6,640	15,230
設備更新補助事業B	38.3 ※5	116,894	9,182

令和4年度補正予算・令和5年度当初予算SHIFT事業採択事業情報

・全採択事業者の項目ごとの応募時数値の中央値です。

	CO2排出削減率(%)※1	CO2排出削減量 (法定耐用年数考慮) (t-CO2) ※2	費用対効果 (円/t-CO2)※3
A. 標準事業 工場・事業場でCO2排出量15%以上削減	23.1 ※4	1,255	54,669
A. 標準事業 主要なシステム系統でCO2排出量30%以上削減	42.4 ※5	2,576	37,717
B. 大規模電化・燃料転換事業	38.0 ※5	60,634	8,080
C. 中小企業事業	30.5	4,239	15,612

※1 CO2排出削減量/年÷基準年度CO2排出量

※2 法定耐用年数×CO2排出削減量/年

※3 補助対象経費÷(法定耐用年数×CO2排出削減量/年)

※4 工場・事業場単位での削減率です。

※5 主要なシステム系統単位での削減率です。